

## 伊勢原市無償譲渡地域集会所等整備等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、伊勢原市公共施設再配置プラン（令和5年3月策定）に基づき、地域集会所等の単位自治会への無償譲渡を円滑に進めるため、当該施設の整備等に要する経費に対し、予算の範囲内において伊勢原市無償譲渡地域集会所等整備等補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、伊勢原市補助金等の交付規則（昭和55年伊勢原市規則第19号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、伊勢原市地域集会所等設置補助金交付要綱（平成14年伊勢原市告示第9号）に基づく補助金の特例として、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 単位自治会 地域の主体的住民自治組織として市長が認める自治会をいう。
- (2) 地域集会所等 別表に掲げる施設及びその附属建物及び工作物をいう。
- (3) 無償譲渡 単位自治会が、地域集会所等を「地域コミュニティの場」として、市から無償で譲り受けることをいう。
- (4) 新築 単位自治会が市から地域集会所等の無償譲渡を受け、その全部を取り壊して地域集会所を新しく建てること、又は無償譲渡を受けずに、代替施設として、別の敷地に地域集会所を新しく建てること、又は地域集会所として建物を購入することをいう。
- (5) 改築 単位自治会が市から地域集会所等の無償譲渡を受け、その一部を取り壊して、これを建て直すことをいう。
- (6) 補修 単位自治会が市から地域集会所等の無償譲渡を受け、その一部が傷み機能が低下したものを修繕し、又は機能を高めるために新しい設備等を取り付けて機能の向上を図ることをいう。
- (7) 解体 単位自治会が市から地域集会所等の無償譲渡を受け、その全部を取り壊すことをいう。

(対象とする施設)

第3条 補助の対象とする施設は、別表のとおりとする。

(交付の条件)

第4条 この要綱の規定による補助金の交付を受けようとする単位自治会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の認可を受けるものとする。

(補助金の額等)

第5条 市長は、単位自治会が市から無償譲渡を受けた地域集会所等を地域集会所として整備するために必要な経費について、次に定めるところにより補助金を交付する。ただし、土地の取得費及び造成費は、除くものとする。

- (1) 新築 工事費等の80パーセント以内とし、1,600万円を限度とする。

ただし、令和15年3月31日までに協議が整ったものに限る。

- (2) 改築 工事費の80パーセント以内とし、800万円を限度とする。ただし、令和15年3月31日までに協議が整ったものに限る。
- (3) 補修 工事費が10万円以上のものについて工事費の80パーセント以内とし、600万円を限度とする。ただし、令和15年3月31日までに協議が整ったものに限る。
- (4) 解体 解体工事に要する経費に相当する額とする。
- (5) 登記事務 不動産の登記に係る登録免許税相当額、登記に係る書類作成費用等の合算額とする。

2 前項に規定する補助金のうち、附属建物及び工作物に関する補助金は、当該附属建物及び工作物が地域集会所と同一敷地内にある場合に交付するものとする。

3 補助金は、第1項第4号及び第5号を除き、その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

(補助金の交付回数)

第6条 補助金の交付は、1単位自治会につき、第5条第1項各号に掲げる行為の区分ごとに1回を限度とする。ただし、同項第1号から第3号までの行為については、いずれか1回に限るものとする。

(他の補助制度との併用の取扱い)

第7条 この要綱に基づく補助金を受けた地域集会所等は、当該補助金を交付した年度の翌年度から10年間は、伊勢原市地域集会所等設置補助金交付要綱に基づく補助金（借地料及び借家料に対する補助金を除く。）の交付を受けることができないものとする。

2 補助の対象とする施設の借地料及び借家料については、伊勢原市地域集会所等設置補助金交付要綱により補助するものとする。

(交付の要望)

第8条 補助金の交付を要望しようとする者は、伊勢原市無償譲渡地域集会所等整備等補助金交付要望書（第1号様式）を、補助金の交付を受けようとする年度の前年度の9月末日までに市長に提出しなければならない。

(内定通知)

第9条 市長は、前条の規定による補助金の交付の要望があったときは、単位自治会の活動内容等を審査し、必要に応じて実態調査を行うものとする。

2 市長は、前項の規定による審査の結果、補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金の予算措置を行い、当該予算の議決後その旨を伊勢原市無償譲渡地域集会所等整備等補助金内定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

(交付の申請)

第10条 前条第2項の規定により内定通知を受けた者は、伊勢原市無償譲渡地域集会所等整備等補助金交付（変更交付）申請書（第3号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 新築、改築及び補修の場合
    - ア 事業計画書
    - イ 収支予算書
    - ウ 契約書の写し又は見積書の写し
    - エ その他市長が必要と認める書類
  - (2) 解体の場合
    - ア 事業計画書
    - イ 収支予算書
    - ウ 契約書の写し又は見積書の写し
    - エ その他市長が必要と認める書類
  - (3) 登記事務の場合
    - ア 事業計画書
    - イ 収支予算書
    - ウ 契約書の写し又は見積書の写し
    - エ その他市長が必要と認める書類
- (交付の決定)

第11条 市長は、前条の申請があり、審査等の結果、補助金を交付すべきものと決定したときは、伊勢原市無償譲渡地域集会所等整備等補助金交付決定通知書（第4号様式）により通知するものとする。

（着手又は完成）

第12条 単位自治会は、第10条第1号から第3号までの補助事業に着手したときは、伊勢原市無償譲渡地域集会所等整備等補助金事業着手届（第5号様式）を、事業が完成したときは、伊勢原市無償譲渡地域集会所等整備等補助金事業完成届（第6号様式）を速やかに市長に提出しなければならない。

（変更交付の申請）

第13条 第11条の通知を受けた者が、補助金の交付申請額を変更しようとする場合は、伊勢原市無償譲渡地域集会所等整備等補助金交付（変更交付）申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業変更計画書
  - (2) 収支変更予算書
  - (3) 事業変更後の契約書の写し又は見積書の写し
- （変更交付の決定）

第14条 市長は、前条の申請があり、審査等の結果、交付する補助金額を変更すべきものと決定したときは、伊勢原市無償譲渡地域集会所等整備等補助金変更交付決定通知書（第7号様式）により通知するものとする。

（変更の承認）

第15条 規則第6条第2項の規定により補助金の交付決定を受けた事業（以下「交付決定事業」という。）の内容若しくは経費の配分の変更（次条に定める軽微な変更を除く。）又は中止若しくは廃止をしようとする場合は、伊勢原市無償譲渡地域集会所等整備等補助金交付決定事業変更（中止・廃止）承認申

請書（第8号様式）に変更の理由又は中止若しくは廃止の理由等を記載し、関係資料を添付して市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、伊勢原市無償譲渡地域集会所等整備等補助金交付決定事業変更（中止・廃止）承認申請書が提出され、審査等の結果、変更又は中止若しくは廃止すべきものと決定したときは、伊勢原市無償譲渡地域集会所等整備等補助金変更（中止・廃止）承認決定通知書（第9号様式）により通知するものとする。  
（軽微な変更）

第16条 規則第7条第1項第1号の軽微な変更は、交付決定の基礎となった事業費の10%以下の額のものとする。

（申請の取下げのできる期間）

第17条 規則第9条第1項の規定により申請の取下げのできる期間は、交付決定の通知を受けた日から10日を経過した日までとする。

（補助金の交付）

第18条 補助金は、補助事業等が完了した後において交付するものとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、補助事業等の完了前に補助金の全部又は一部を交付することができる。

- 2 前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、伊勢原市無償譲渡地域集会所等整備等補助金交付請求書（第10号様式）に伊勢原市無償譲渡地域集会所等整備等補助金交付決定通知書又は伊勢原市無償譲渡地域集会所等整備等補助金変更交付決定通知書の写しを添えて市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第19条 規則第14条の規定による実績報告は、伊勢原市無償譲渡地域集会所等整備等補助金実績報告書（第11号様式）により、次の各号に掲げる書類を添えて当該補助事業等の完了の日から30日を経過した日又は当該年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日までに行わなければならない。

(1) 新築、改築及び補修の場合

- ア 事業成果報告書
- イ 収支決算書（見込み）
- ウ 工事完成（経過を含む。）写真
- エ 領収書の写し又は請求書の写し
- オ 検査済証の写し（建築確認申請書が必要な場合に限る。）

(2) 解体の場合

- ア 事業成果報告書
- イ 収支決算書（見込み）
- ウ 工事完成（経過を含む。）写真
- エ 領収書の写し又は請求書の写し

(3) 登記事務の場合

- ア 事業成果報告書
- イ 収支決算書（見込み）

ウ 領収書の写し又は請求書の写し

エ 不動産の登記簿謄本の写し

(補助金額の確定)

第20条 市長は、伊勢原市無償譲渡地域集会所等整備等補助金実績報告書が提出され、規則第15条の規定に基づいて補助金の確定を行った結果、第11条の交付決定の額(第14条の変更交付決定を行った場合は、その額)と確定額が相違する場合は、伊勢原市無償譲渡地域集会所等整備等補助金確定通知書(第12号様式)により通知するものとする。

(神社社務局等との分離)

第21条 単位自治会が神社又は寺から敷地を借用して地域集会施設を新築等する場合は、地域集会施設と社務所等を分離するものとする。この場合において、神社等の敷地と地域集会施設の敷地を明確に区分しなければならない。

附 則 (令和6年3月29日告示第63号)

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

## 別表（第2条、第3条関係）

施設名称	所在地
八幡台集会所	伊勢原市東大竹 1192 番地
アイリスの丘集会所	伊勢原市高森 1450 番地の 77
八幡台二区自治会集会所	伊勢原市八幡台二丁目 965 番 40 号
池端三地区自治会館	伊勢原市伊勢原一丁目 33 番 4 号
善波児童館	伊勢原市善波 738 番地
三ノ宮児童館	伊勢原市三ノ宮 888 番地の 1
大原児童館	伊勢原市桜台一丁目 31 番 5 号
沼目児童館	伊勢原市沼目二丁目 3 番 28 号
中央児童館	伊勢原市伊勢原一丁目 5 番 12 号
高森児童館	伊勢原市高森 523 番地
下谷児童館	伊勢原市下谷 561 番地
高森台児童館	伊勢原市高森台二丁目 1 番 76 号
つきみの児童館	伊勢原市沼目四丁目 24 番 1 号
七五三引児童館	伊勢原市上粕屋 790 番地のイ
藤野児童館	伊勢原市日向 1278 番地
子易児童館	伊勢原市子易 369 番地
板戸児童館	伊勢原市板戸 831 番地の 9
坪ノ内老人憩の家	伊勢原市坪ノ内 309 番地
片町福祉館	伊勢原市伊勢原三丁目 21 番 8 号
岡崎福祉館	伊勢原市岡崎 6936 番地の 13
石倉福祉館	伊勢原市上粕屋 1543 番地の 1
池端福祉館	伊勢原市池端 401 番地の 4

第1号様式（第8条関係）

年度伊勢原市無償譲渡地域集会所等整備等補助金交付要望書

年 月 日

伊勢原市長 様

代表者住所

\_\_\_\_\_

自治会名

代表者氏名

\_\_\_\_\_

年度において、伊勢原市無償譲渡地域集会所等整備等補助金の交付を要望  
します。

交付要望額 円

添付書類

(1) 新築、改築及び補修の場合

- ア 事業計画書
- イ 収支予算書
- ウ 契約書の写し又は見積書の写し
- エ その他市長が必要と認める書類

(2) 解体の場合

- ア 事業計画書
- イ 収支予算書
- ウ 契約書の写し又は見積書の写し
- エ その他市長が必要と認める書類

(3) 登記事務の場合

- ア 事業計画書
- イ 収支予算書
- ウ 契約書の写し又は見積書の写し
- エ その他市長が必要と認める書類

第2号様式（第9条関係）

年度伊勢原市無償譲渡地域集会所等整備等補助金内定通知書

年 月 日

様

伊勢原市長

印

年 月 日付けで要望のありました伊勢原市無償譲渡地域集会所等  
整備等補助金の交付については、次のとおり交付する予定ですので、

年 月 日までに伊勢原市無償譲渡地域集会所等整備等補助金交付申請書  
を提出されるよう通知します。

交付予定額

円

（事務担当は、 ）

第3号様式（第10条、第13条関係）

年度伊勢原市無償譲渡地域集会所等整備等補助金交付（変更交付）申請書

年 月 日

伊勢原市長 様

代表者住所

---

自治会名

代表者氏名

---

年度伊勢原市無償譲渡地域集会所等整備等補助金の交付（変更交付）を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

交付申請額 円

添付書類

(1) 新築、改築及び補修の場合

- ア 事業計画書
- イ 収支予算書
- ウ 契約書の写し又は見積書の写し
- エ その他市長が必要と認める書類

(2) 解体の場合

- ア 事業計画書
- イ 収支予算書
- ウ 契約書の写し又は見積書の写し
- エ その他市長が必要と認める書類

(3) 登記事務の場合

- ア 事業計画書
- イ 収支予算書
- ウ 契約書の写し又は見積書の写し
- エ その他市長が必要と認める書類

第4号様式（第11条関係）

伊勢原市指令（ ）第 号

年度伊勢原市無償譲渡地域集会所等整備等補助金交付決定通知書

代表者住所

\_\_\_\_\_

自治会名

代表者氏名

\_\_\_\_\_

年 月 日付けで申請のありました伊勢原市無償譲渡地域集会所等整備等補助金については、伊勢原市補助金等の交付規則第6条の規定に基づいて、次のとおり決定しましたので通知します。

年 月 日

伊勢原市長

印

1 補助金交付決定額 円

2 交 付 条 件

（事務担当は、 ）

第5号様式（第12条関係）

年度伊勢原市無償譲渡地域集会所等整備等補助金事業着手届

年 月 日	
伊勢原市長 様	
代表者住所	
自治会名 代表者氏名	
年 月 日付け伊勢原市指令（ ）第 号をもって伊勢原市無償譲渡地域集会所等整備等補助金の交付決定を受けた補助事業に着手しましたので、伊勢原市無償譲渡地域集会所等整備等補助金交付要綱第12条の規定により、次のとおり届け出ます。	
事業の名称	
施工場所 (不動産の所在地)	
施工業者名	
工 期	年 月 日 ~ 年 月 日
事業着手年月日	年 月 日
事業完成予定年月日 (登記予定年月日)	年 月 日

第6号様式（第12条関係）

年度伊勢原市無償譲渡地域集会所等整備等補助金事業完成届

年 月 日	
伊勢原市長 様	
代表者住所	
自治会名 代表者氏名	
年 月 日付け伊勢原市指令（ ）第 号をもって伊勢原市無償譲渡地域集会所等整備等補助金の交付決定を受けた補助事業が完成しましたので、伊勢原市無償譲渡地域集会所等整備等補助金交付要綱第12条の規定により、次のとおり届け出ます。	
事業の名称	
施工場所 (不動産の所在地)	
施工業者名	
工期	年 月 日 ~ 年 月 日
事業完成年月日 (登記年月日)	年 月 日

第7号様式（第14条関係）

伊勢原市指令（ ）第 号

年度伊勢原市無償譲渡地域集会所等整備等補助金変更交付決定通知書

代表者住所

自治会名  
代表者氏名

年 月 日付けで提出されました変更交付申請書の内容を審査しました結果、次のとおり変更交付決定しましたので通知します。

年 月 日

伊勢原市長

印

- 1 変更交付決定額 円  
(変更前の交付決定額 円)
- 2 交 付 条 件

(事務担当は、 )

第8号様式（第15条関係）

年度伊勢原市無償譲渡地域集会所等整備等補助金交付決定事業変更  
（中止・廃止）承認申請書

年 月 日

伊勢原市長 様

代表者住所

---

自治会名

代表者氏名

---

次のとおり伊勢原市無償譲渡地域集会所等整備等補助金交付決定事業の変更（中止・廃止）について承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 変更の内容  
（変更前）

（変更後）

2 変更の理由

第9号様式（第15条関係）

伊勢原市指令（ ）第 号

年度伊勢原市無償譲渡地域集会所等整備等補助金変更（中止・廃止）  
承認決定通知書

代表者住所

自治会名  
代表者氏名

年 月 日付で提出されました変更（中止・廃止）申請書の内容  
を審査しました結果、次のとおり承認しましたので通知します。

年 月 日

伊勢原市長

印

変更（中止・廃止）の内容

（事務担当は、 ）

第10号様式（第18条関係）

年度伊勢原市無償譲渡地域集会所等整備等補助金交付請求書

年 月 日

伊勢原市長 様

代表者住所

自治会名

代表者氏名

印

年 月 日付け伊勢原市指令（ ）第 号をもって交付決定のありました伊勢原市無償譲渡地域集会所等整備等補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて請求します。

- |   |         |   |
|---|---------|---|
| 1 | 交付決定通知額 | 円 |
| 2 | 既交付額    | 円 |
| 3 | 今回交付請求額 | 円 |
| 4 | 未交付額    | 円 |

5 添付書類

- 伊勢原市無償譲渡地域集会所等整備等補助金交付決定通知書の写し  
伊勢原市無償譲渡地域集会所等整備等補助金変更交付決定通知書の写し  
(注) 上記のいずれかにレ印を付けてください。

第11号様式（第19条関係）

年度伊勢原市無償譲渡地域集会所等整備等補助金実績報告書

年 月 日

伊勢原市長 様

代表者住所

自治会名  
代表者氏名

年度伊勢原市無償譲渡地域集会所等整備等補助金に係る実績を次のとおり報告します。

交付決定額	円
実績額	円
不用額	円

添付書類

(1) 新築、改築及び補修の場合

- ア 事業成果報告書
- イ 収支決算書（見込み）
- ウ 工事完成（経過を含む。）写真
- エ 領収書の写し又は請求書の写し
- オ 検査済証の写し（建築確認申請書が必要な場合に限る。）

(2) 解体の場合

- ア 事業成果報告書
- イ 収支決算書（見込み）
- ウ 工事完成（経過を含む。）写真
- エ 領収書の写し又は請求書の写し

(3) 登記事務の場合

- ア 事業成果報告書
- イ 収支決算書（見込み）
- ウ 領収書の写し又は請求書の写し
- エ 不動産の登記簿謄本の写し

第12号様式（第20条関係）

伊勢原市指令（ ）第 号

年度伊勢原市無償譲渡地域集会所等整備等補助金確定通知書

代表者住所

自治会名  
代表者氏名

年 月 日付けで提出されました実績報告書を審査しました結果、  
次のとおり確定しましたので通知します。

年 月 日

伊勢原市長

印

- |                  |   |
|------------------|---|
| 1 補助金交付（変更交付）決定額 | 円 |
| 2 補助金確定額         | 円 |

（事務担当は、 ）